

公告 第31-5号
令和2年1月17日

被保険者各位

ベンチャーバンク健康保険組合

理事長 鷺見 貴彦



令和2年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規程による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を、下記の通りお知らせいたします。

記

令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のいずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする。

1. 当該被保険者が、資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和元年9月30日における、全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値である254,063円を基礎とみなした場合の標準報酬月額 260,000円（20等級）

適用年月日：令和2年4月1日から令和3年3月31日

以上